

◇大阪市市税条例の一部を改正する条例

- 1 法人の市民税について法人税割の税率等の特例が適用される事業年度の範囲を改めることにしました。
- 2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 3 この条例は、令和7年4月1日から施行することにしました。

(財政局税務部管理課)